

最高裁秘書第1167号

令和3年4月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和3年2月6日付け（同月8日受付，第020918号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成2年9月27日付け最高裁民二第376号民事局長通知「民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面について」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面について

平成2年9月27日民二第376号高等裁判所長  
官，地方裁判所長（新潟を除く。）あて民事局長  
通知

標記の書面について，別紙第1のとおり新潟地方裁判所長から照会があり，別紙第2のとおり回答しました。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から通知してください。

(別紙第1)

新地裁総第655号  
平成2年8月6日

最高裁判所事務総局民事局長殿

新潟地方裁判所長 大石忠生

民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面について（照会）

民事保全規則（平成2年最高裁判所規則第3号）第20条第1号ハ及び第23条によれば，不動産に対する仮差押及び仮処分命令の申立書には不動産の価額を証する書面を添付すべきものとされています。地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の規定による固定資産税の課税標準となる価格のある不動産については，所管公署の交付する当該価格の証明書を添付させるべきものと考えますが，疑義がありますので，貴局の御見解をお伺いいたしたく，照会いたします。

(別紙第2)

最高裁民二第375号  
（訟ろ-2）  
平成2年9月27日

新潟地方裁判所長殿

最高裁判所事務総局  
民事局長 今井功

民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面について（回答）

標記の書面については，貴見のとおり考えます。

なお，本件については，自治省と別紙のとおり協議済みですから，申し添えます。

(別紙)

自治固第69号  
平成2年9月27日

最高裁判所事務総局民事局長殿

自治省税務局長

民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面として保全命令の申立書に添付すべき証明書の交付等について

平成2年8月30日付最高裁民二第318号をもって依頼のあった標記のことについて，別紙甲のとおり各都道府県あて通達したので御了知下さい。

(別紙甲)

自治固第68号  
平成2年9月27日

東京都主税・総務局長殿  
各道府県総務部長殿

自治省税務局長

民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面として保全命令の申立書に添付すべき証明書の交付等について

標記について，最高裁判所事務総局民事局から別添のとおり依頼があったが，民事保全規則（平成2年最高裁判所規則第3号）の施行日以降，市町村において，保全命令事件の当事者（当事者となるべき者を含む。）又はその代理人から，同規則第20条第1号ハ（同規則第23条において準用する場合を含む。）の不動産の価額を証する書面として保

全命令の申立書に添付すべき固定資産評価証明書の交付を求められた場合は、その交付を行うことが適当であり、また、証明書の交付を申請する者のうち当該固定資産の所有者以外の者から提出を求める申請書及び資料等については、訴えの提起、調停の申立て及び借地非訟の申立てに必要となる証明書の交付を申請する場合を含め、別添において示す別紙様式によることが適当であると認められるので、この旨貴管下市町村に御示達の上、事務処理上遺憾のないよう御指導願いたい。

なお、上記民事保全規則は、民事保全法（平成元年法律第91号）の施行の日（平成3年1月1日）から施行することとされているので、念のため申し添える。

（別添）

最高裁民二第318号  
平成2年8月30日

自治省税務局長殿

最高裁判所事務総局  
民事局長 今井功

民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面として保全命令の申立書に添付すべき証明書の交付について（依頼）

民事保全規則（平成2年最高裁判所規則第3号）の制定及び公布に伴い、同規則第20条第1号ハ（同規則第23条において準用する場合を含む。）の規定の運用について、新潟地方裁判所長から別紙の照会がありました。

この照会については、同地方裁判所長の見解のとおりと考えますので、同規則の施行が予定される平成3年1月1日以降、保全命令事件の当事者等が仮差押命令及び仮処分命令の申立書に添付するために使用する目的で、地方税法第349条の規定による固定資産税の課税標準となる価格のある不動産について、所管公署の交付する当該価格の証明書の交付を同公署である市町村に対し求めた場合には、これを交付するものとされるようお取り計らいください。

なお、従前から訴えの提起、調停の申立て及び借地非訟の申立てのために使用する目的で、前記の証明書の交付の求めがあった場合には、これを交付する取扱いがされておりますが、今回の仮差押え及び仮処分の申立てのために使用する場合も含めて、別紙様式により前記の証明書の交付申請があった場合には、これを交付するものとされるようお取り計らいください。

（別紙）

新地裁総第655号  
平成2年8月6日

最高裁判所事務総局民事局長殿

新潟地方裁判所長 大石忠生

民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面について（照会）

民事保全規則（平成2年最高裁判所規則第3号）第20条第1号ハ及び第23条によれば、不動産に対する仮差押及び仮処分命令の申立書には不動産の価額を証する書面を添付すべきものとされています。地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の規定による固定資産税の課税標準となる価格のある不動産については、所管公署の交付する当該価格の証明書を添付させるべきものと考えますが、疑義がありますので、貴局の御見解をお伺いいたしたく、照会いたします。

(別紙様式)

固定資産評価証明書の交付申請書

下記の裁判所に対し、下記の事件の申立てをするため必要がありますので、下記の物件について固定資産評価証明書を交付されたく申請いたします。

なお、交付を受けた証明書を下記の目的以外に使用することはいたしません。

平成 年 月 日

市(町・村)長 殿

民  
事  
民  
事  
訴  
訟

c  
〔通達八五号〕

申 請 人	弁の 護 士 合	事務所所在地 氏 名	印				
	弁以 外 の 護 士 合	本人の住所 本人の氏名(名称)	印				
		代理人の住所 代理人の氏名	印				
使用 目 的	訴えの提起 仮差押えの申立て 仮処分の申立て 調停の申立て 借地非訟の申立て 裁判所 支部 に のため						
物 件 の 表 示	区 分	物 件 の 所 在 地	家屋番号	地 目 (種類)	地 積 (床面積)	証 明 年 度	所 有 者 氏 名 (名 称)
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	

(公署記入欄)

証明番号		証明件数	通 件	台帳照合	
------	--	------	-----	------	--

(注)

1. 弁護士が申請する場合には、次の要件を充足しているときに限り、証明書が交付されます。

(1) 申請人欄の上段に事務所所在地及び氏名を記入し、弁護士の職印を押

八  
六  
ノ  
七  
四

印すること。

- (2) 事務員等を使者として申請する場合には、「事務員等何某を使者として交付申請する」旨を記載した文書等を携行させること。
- 2 弁護士以外の者が申請する場合には、次の要件を充足しているときに限り、証明書が交付されます。
- (1) 申請人欄の下端に住所及び氏名（名称）を記入し、押印すること。申請人が司法書士である場合には、職印を押印すること。
  - (2) 代理人によって申請する場合には、(1)に加え、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人が押印した上、委任状を提出すること。ただし、司法書士が事務員等を代理人として申請する場合には、委任状の提出に代えて、「事務員等何某を代理人として交付申請する」旨を記載した文書等を携行させれば足りる。
  - (3) 窓口において職員の求めがあった場合には、申請人（本人又は代理人）は、自己の身分を証する書面及び使用目的に使用することを証する資料を提示すること（郵送による申請の場合には、使用目的に使用することを証する資料を添付すること。）。ただし、司法書士が申請する場合には、これらの提示又は送付に代えて、使用目的欄の余白に囑託者の住所及び氏名（名称）を記載すれば足りる。